

医政歯発 0903 第 3 号
令和 6 年 9 月 3 日

(別記) 衛生主管部 (局) 長殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

令和 6 年歯科疾患実態調査の調査地区の指定について

平素より、歯科保健医療施策の推進にあたり御協力いただきましてありがとうございます。

標記について、「令和 6 年歯科疾患実態調査の調査地区の指定について」(令和 6 年 8 月 22 日付医政歯発 0822 第 6 号)において、別途通知することとしていた地区について再抽出を行ったため、別添のとおり通知します。

(別記)

・各都道府県

・下記の各保健所設置市

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、
静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、
広島市、北九州市、福岡市、熊本市、函館市、旭川市、青森市、八戸市、
盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、
前橋市、高崎市、川越市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、富山市、
金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、一宮市、
大津市、東大阪市、姫路市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、
松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、
久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、
小樽市、藤沢市、四日市市

・下記の特別区

文京区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、北区、
練馬区、葛飾区、江戸川区